

合併の基本事項

1. 合併期日 平成31年3月を目処とする。
2. 合併の方法 対等合併とし、合併手続上は掛川信用金庫を存続金庫とする。
3. 名称 島田掛川信用金庫とする。
4. 合併後の本店・本部
本店：現 掛川信用金庫の本店とする。
本部：現 掛川信用金庫の本部及び現 島田信用金庫の本部の2部制とする。
5. 合併後の役員
理事長（代表理事）は、伊藤 勝英（現 掛川信用金庫理事長）とし、会長（代表理事）を、市川 公（現 島田信用金庫理事長）とする。
その他の役員については、別途協議する。
6. その他合併の主要事項
 - (1) 合併金庫の出資
合併比率は対等とし、出資1口の金額は50円とする。
 - (2) 合併の効力
平成30年6月に開催予定の通常総代会決議及び東海財務局長の認可を条件とする。
 - (3) 合併準備委員会
合併に関する細目を協議するため、合併準備委員会を設ける。